



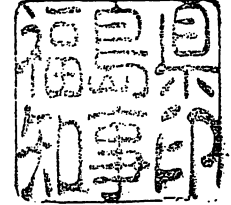
資料 2 - 1

19 環 保 第 722 号

平成 19 年 5 月 18 日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



水質環境基準の水域類型指定の見直しについて（諮問）

このことについて、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

宇多川（清水橋より下流）等に係る水質環境基準の水域類型指定の見直しについて

2 諮問理由

環境基本法第 16 条第 1 項による水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が設けられている。

このうち、「生活環境の保全に関する環境基準」については、水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域について、水域の利用目的等を勘案し、水域ごとに水域類型を指定することとされ、現在、県内の河川では 43 河川 60 水域について指定されているところである。

水域類型指定の見直しについては、環境省通知により、「水域の現在の水質が上位の水域類型に係る基準値を達成し、この状態が継続している場合においては、現在及び将来の利用目的等を十分検討の上、積極的に水域類型の見直しを行うこと」とされている。このため、県としても順次、見直しを図っていくこととしており、このたび、浜通りの河川のうち、下記 3 に係る水域における水域類型指定の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものである。

3 水域類型指定の見直しを予定している水域

宇多川（清水橋より下流）、新田川（新田橋より下流）、夏井川（好間川合流点より下流）

宇多川（清水橋より下流）等に係る水質環境基準の 水域類型指定の見直しについて

1 宇多川(清水橋より下流)の水質環境基準の水域類型指定の見直しについて

当該流域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型は、昭和49年福島県告示第285号により、B類型に指定した。

宇多川流域は、下水道や合併処理浄化槽等の整備が進められるとともに、平成6年福島県告示第34号により、松川浦流域生活排水対策重点地域に指定され、生活排水に関する諸施策が実施された等により、水質が改善してきている。

有機性汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量(BOD)でみると、昭和49年度よりB類型(BOD:3mg/L以下)の環境基準を達成し、平成12年度からは、上位のA類型(BOD:2mg/L以下)の環境基準を継続的に達成しており、水質が改善されている。

水域類型は水域の利用目的などから決定されるが、本水域については利用目的は変わらないものの、現在の水質及び将来の水質予測においてBOD等がA類型の環境基準を満足することなどを総合的に勘案し、次のとおり見直すこととする。

水質汚濁に係る環境基準（BOD等）の水域類型指定（案）

水域の 名称	範囲	水域 類型	達成 期間	環境基準点 の名称	暫定目標
宇多川	清水橋より下流	<u>A</u>	イ	百間橋	—

- (注) 1 下線部は従来との変更部分を示す。
 2 水域類型の欄中は、昭和46年環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）別表2の1(1)のアに掲げる類型を示す。
 3 達成期間の欄中の「イ」は、「直ちに達成」を示す。

2 新田川(新田橋より下流)の水質環境基準の水域類型指定の見直しについて

当該流域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型は、昭和48年福島県告示第273号により、B類型に指定した。

新田川流域は、下水道や農業集落排水処理施設の整備等が進められ、水質の改善が図られている。

有機性汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量(BOD)でみると、昭和48年度よりB類型(BOD:3mg/L以下)の環境基準を達成しており、昭和51年度からは、上位のA類型(BOD:2mg/L以下)の環境基準を継続的に達成しており、水質が改善されている。

水域類型は水域の利用目的などから決定されるが、本水域については利用目的は変わらないものの、現在の水質及び将来の水質予測においてBOD等がA類型の環境基準を満足することなどを総合的に勘案し、次のとおり見直すこととする。

水質汚濁に係る環境基準(BOD等)の水域類型指定(案)

水域の 名称	範囲	水域 類型	達成 期間	環境基準点 の名称	暫定目標
新田川	新田橋より下流	<u>A</u>	イ	鮭川橋	—

(注) 1 下線部は従来との変更部分を示す。

2 水域類型の欄中は、昭和46年環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)別表2の1(1)のアに掲げる類型を示す。

3 達成期間の欄中の「イ」は、「直ちに達成」を示す。

3 夏井川(好間川合流点より下流)の水質環境基準の水域類型指定の見直しについて

当該流域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型は、昭和49年福島県告示第285号により、B類型に指定した。

夏井川流域は、下水道や農業集落排水処理施設の整備等が進められ、水質が改善してきている。

有機性汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量(BOD)でみると、昭和63年度よりB類型(BOD:3mg/L以下)の環境基準を達成し、平成10年度からは、上位のA類型(BOD:2mg/L以下)の環境基準を継続的に達成しており、水質が改善されている。

水域類型は水域の利用目的などから決定されるが、本水域については利用目的は変わらないものの、現在の水質及び将来の水質予測においてBOD等がA類型の環境基準を満足することなどを総合的に勘案し、次のとおり見直すこととする。

水質汚濁に係る環境基準(BOD等)の水域類型指定(案)

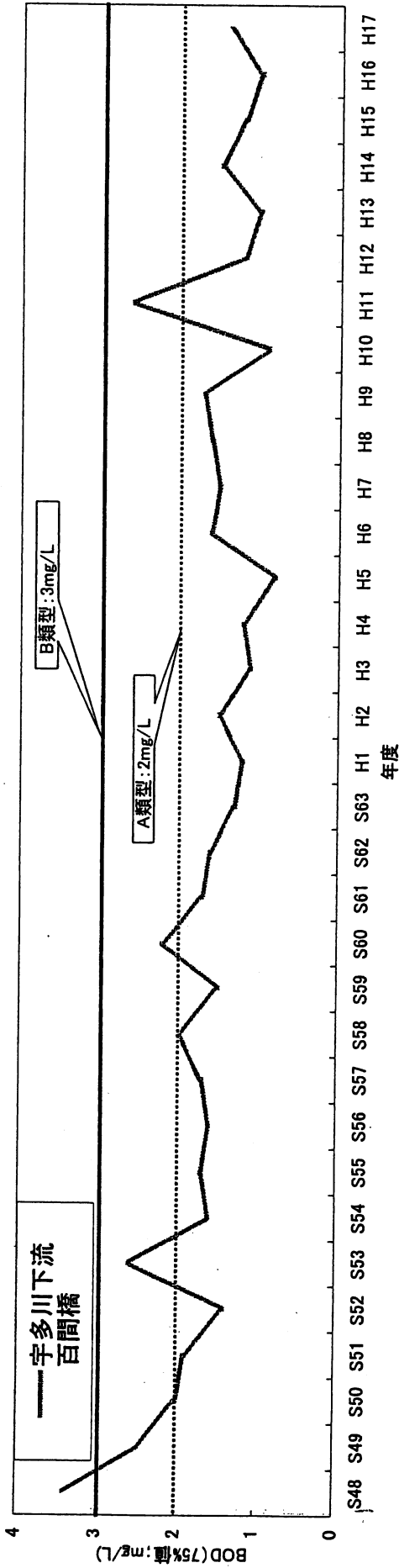
水域の名称	範囲	水域類型	達成期間	環境基準点の名称	暫定目標
夏井川	好間川合流点より下流	<u>A</u>	<u>Ⅰ</u>	六十枚橋	—

(注) 1 下線部は従来との変更部分を示す。

2 水域類型の欄中は、昭和46年環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)別表2の1(1)のアに掲げる類型を示す。

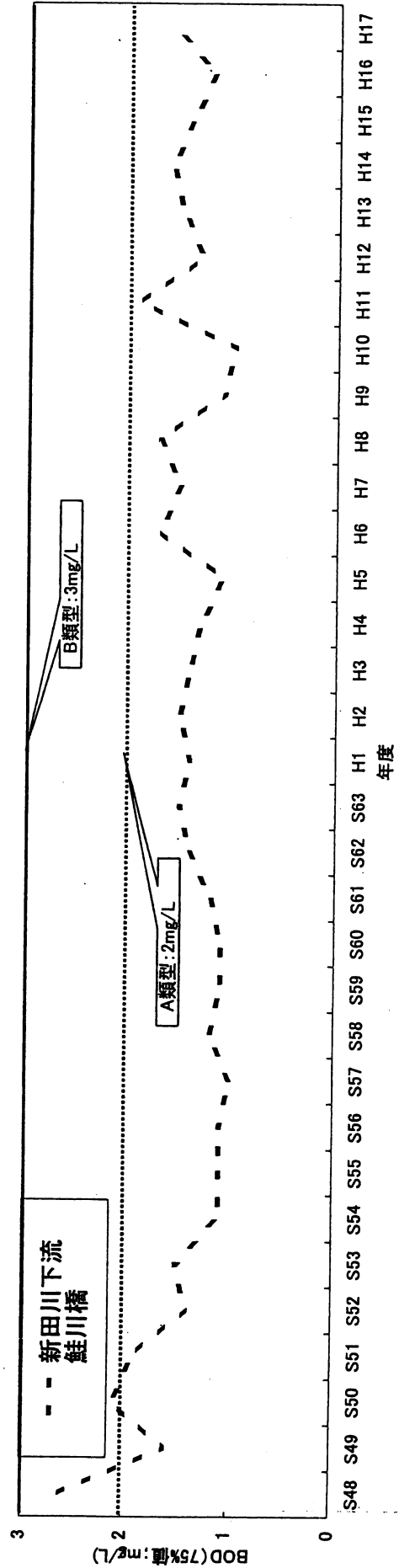
3 達成期間について、従来は「ロ」(5年以内で可及的速やかに達成)であったが、水域類型をAに見直しても基準を直ちに達成できる見通しであることから、「Ⅰ」(直ちに達成)に改める。

各河川のBODの経年変化;昭和48年度以降



BOD(75%値:mg/L)の経年変化

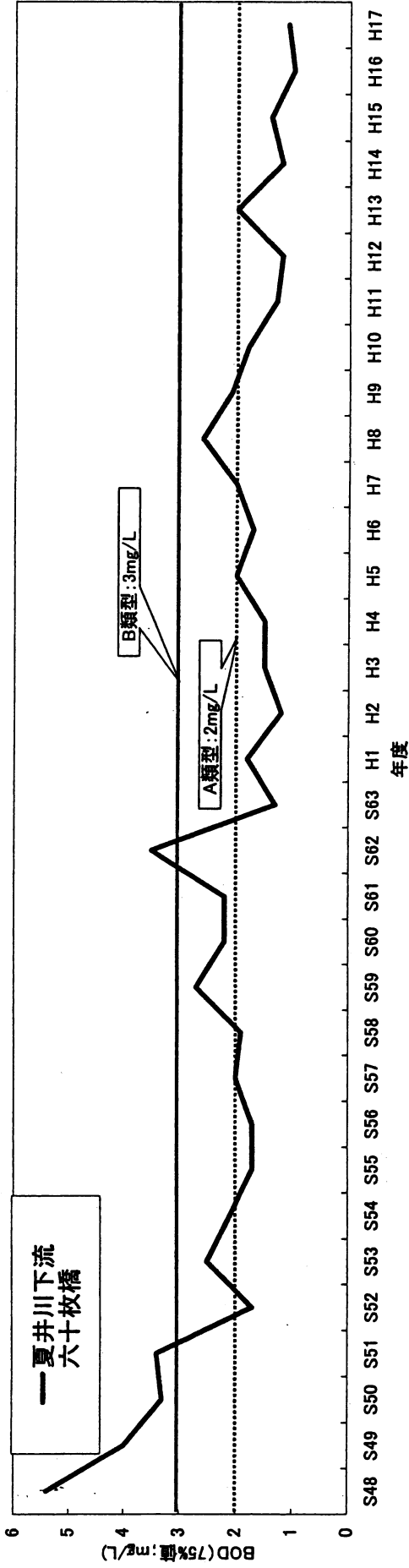
年度	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
宇多川下流 百間橋	2.0	2.0	1.9	1.9	1.4	2.1	1.6	1.7	1.6	1.7	2.0	1.5	1.7	1.7	1.6	1.3	1.2	1.5	1.1	1.2	0.8	1.6	1.5	1.6	1.7	0.9	1.2	1.0	1.5	1.2	1.0	1.4	



BOD(75%値:mg/L)の経年変化

年度	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
新田川下流 鮭川橋	1.6	2.1	1.9	1.9	1.4	1.5	1.1	1.1	1.1	1.0	1.2	1.1	1.1	1.2	1.4	1.5	1.4	1.5	1.4	1.3	1.1	1.7	1.5	1.7	1.1	1.0	1.9	1.3	1.5	1.6	1.4	1.2	1.6

各河川のBODの経年変化:昭和48年度以降



BOD(75%値:mg/L)の経年変化

年度	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
夏井川下流 六十枚橋	1.7			1.7	1.7	2.0	1.9	1.9	2.0	1.7	2.0	1.9	2.0	1.7	2.0	1.3	1.8	1.2	1.5	1.5	2.0	1.7	2.0	2.0	2.0	1.8	1.3	1.2	2.0	1.2	1.4	1.0	1.1